

○宗像市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年3月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、宗像市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、宗像市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額22,000円に12月を乗じて得た額を年1回交付する。

- 2 政務活動費は、4月30日までに12月分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。
- 4 年度の途中において新たに議員となった者に対する政務活動費は、交付開始月の月末までに、月額22,000円に年度末までの月数を乗じて得た額を交付する。
- 5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 議員は、市政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費として別表に定める政務活動費使途基準による経費に政務活動費を充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則に定める様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書等の証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない

い。

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において、政務活動費の対象経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の収支報告書(添付書類を含む。)の閲覧を希望する者は、宗像市情報公開条例(平成15年宗像市条例第10号)の規定により、公開することができないとされている情報を除き、議長に対し閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(宗像市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 宗像市議会政務調査費の交付に関する条例(平成15年宗像市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日に前項の規定による廃止前の宗像市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

政務活動費使途基準

項目	内容
研修開催費	議員が研究会又は研修会を開催するために要する経費
調査研究費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費及び他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費
資料作成及び資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成及び図書、資料等の購入に要する経費
広報及び広聴費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために必要な経費及び議員が住民からの施政等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費